

---

プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 112 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 112 回企業結合専門委員会（2024 年 1 月 31 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント対応案について

### （会計処理の論拠）

2. 適正な帳簿価額で会計処理する論拠について、総体としての株主にとっては当該完全子会社に対する投資が継続していることを理由にする場合、支配が継続している基準開発のケース以外にも当てはまると解釈される懸念があると考ええる。

### （完全子会社株式を対象とすることの明確化）

3. 完全子会社株式を対象とすることの明確化に関して企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）第 10 項(2)に「完全」を追記しない理由を結論の背景に追記した内容のうち、該当する取引について完全子会社株式を配当することが前提とされていると考えられるとの表現が「完全」を追記しない理由と整合しないようにも読めるため、完全子会社株式を配当することを前提と考える意見があったなどの表現とした方が良いと考える。

## 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」に対するコメント対応案について

### （当期税金の計上区分）

4. 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 5 項に基づく税額の計上区分について、自己株式等会計適用指針第 38 項の「原則として、分配前に損益を計上し、配当財産の時価をもって剰余金を減額することが適切である」とす

る表現を利用し、分配前の処理と剰余金を減額する処理の二つに分けた上で前者について税金が課されているという観点で説明してはどうか。

5. 税額の計上区分に関する企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第 124-5 項の修正案について、「損益が計上されない場合であっても剰余金の減額について税金が課されているわけではない」という点が自己株式等会計適用指針第 10 項の柱書によった場合の取引に係る会計処理と同様である旨を記載してはどうか。

#### **(税効果を適用すべき論拠)**

6. 税効果を適用すべき論拠を追加する税効果適用指針第 124-2 項の修正案において、「親会社が留保利益を配当金として受け取ることにより解消される場合」を例示しているが、税効果適用指針第 22 項及び第 23 項を踏まえて説明している後段の記載との整合性から必ずしも必要な例示ではないと考えられるため、削除することを検討してはどうか。

### **「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針（案）」に対するコメント 対応案について**

#### **(連結株主資本等変動計算書の表示)**

7. 連結株主資本等変動計算書上の表示について既存の会計基準における取扱いが優先されるという解釈は同意を得られるものと考えられるため、その旨を会計基準の修正案ではなくコメント対応表に記載するとした事務局提案に同意する。

#### **(個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額の修正として取り扱う項目)**

8. 付随費用及び追加取得の資本剰余金以外の投資の修正額について説明した結論の背景の修正案で、明確化を求める意見が聞かれたことへの対応を記載するのであれば、付随費用及び追加取得の資本剰余金のみを例外とした理由を記載した方が理解に資すると思われる。
9. 付随費用及び追加取得の資本剰余金以外の投資の修正額について、事務局の修正案は、原則として親会社持分の減少から生じたものとして取り扱うとしているが、性質の違いにより異なる会計処理を定めているとも考えられる。今後、新たな取引が発生した

場合に「原則として」との表現が誤解を招く可能性もあるため、表現を見直してはどうか。

以 上